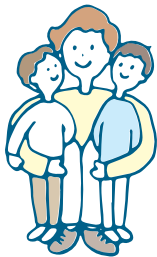
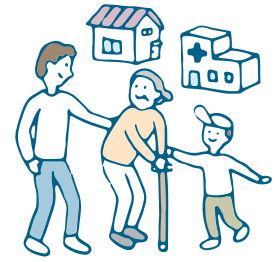


基本目標 3

誰もが生き生きと
安心して健康に暮らしています





第 1 章

地域の見守り、気づきが浸透し、 支え合う地域ができています〔地域福祉〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・「うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、今後も支え合う地域づくりを進めていく必要があります。
- ・各地区の自治協議会において福祉関係部門が組織されていることで、地区の福祉課題等の解決に関する一助となっており、誰もが参加しやすいつながりづくりが必要です。
- ・支える側の人材の高齢化が進み、高齢者が高齢者を支えている現状があることから、地域における多様な担い手の育成が必要です。
- ・隣近所等の人間関係の希薄化が進んでおり、地域における近隣住民同士の見守りや支援体制づくりが必要です。

今後取り組むべきこと

- ・今後ますます住民が高齢化し、孤立化していくなかで、見守りの担い手をどう増やしていくのか、地域住民と行政が協働し、社会資源について検討します。
- ・地域でともに暮らす人たちがお互いに支え合い、助け合う互助の意識をより高めるために、さらなる支援体制づくりへの支援や次代を担う人材の発掘と育成に努めます。



基本方針

市民誰もが心身ともに健康で、安心して暮らせるよう、保健・福祉・医療の連携を図るとともに、地域における協力体制の構築を目指します。

施策の内容

1 地域福祉計画の見直しや推進

- ・ 改正社会福祉法に則って地域福祉計画を見直し、地域共生社会の実現を目指して社会福祉協議会等と連携し、地域を丸ごと支える重層的支援体制の構築に努めます。

2 連携体制の構築

- ・ 交流の機会や活動の場づくりなど、誰もが参加しやすいふれあいや交流の場を充実させるとともに、身近な地域の情報の活用や連携体制の構築など地域におけるつながりづくりに取り組みます。
- ・ 見守りネットワークや相談できる環境を整え、支え合える関係を築くとともに、防犯体制や災害・緊急時の支援を行い、地域における安心かつ安全な体制の充実に取り組みます。

3 適切な福祉サービスの提供

- ・ 福祉教育や人権教育を推進し、福祉に関する広報や啓発などにより人と人がつながる意識を高めます。
- ・ 日常生活や災害時などさまざまな場面でのボランティア活動を推進してボランティアの受け手と担い手をつなげ、活動を強化します。

4 地域福祉活動の充実

- ・ 情報提供や相談支援体制の仕組みをつくるとともに、公的機関や社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人や福祉関係事業者などによる福祉サービスの充実や権利擁護の充実、苦情解決の推進などサービスの質の向上に取り組みます。

主要指標

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
福祉小座談会開催件数	85行政区	100行政区

個別計画

うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画



第 2 章

高齢者が地域で生き生きと暮らしています〔高齢者対策〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 配食サービスは食の確保や一人暮らし高齢者等の安否確認を目的に実施していますが、他の自治体と比べ高齢化率が高く、安定した事業の運営が困難になっています。
- ・ 民生委員・児童委員や自治協議会、市内各事業所などを中心に高齢者等の見守り体制が整っており、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりが進んでいます。
- ・ 相互に協力し、地域包括ケアシステムの構築に寄与することを目的に、市やうきは市社会福祉協議会、公益財団法人さわやか福祉財団により包括連携に関する協定を結んでおり、今後も連携を深めていく必要があります。
- ・ 生産年齢人口（15 歳～ 64 歳）の減少や高齢者の増加により担い手が不足しており、元気な高齢者など新たな担い手が必要です。

今後取り組むべきこと

- ・ 老人クラブやシルバー人材センターへの加入を通じた高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進していきます。
- ・ 生産年齢人口の減少や支援を必要とする高齢者の増加による担い手不足、高齢者世帯の増加等により生活支援へのニーズが多様化かつ増加している中、地域ケア会議を通して地域の課題を把握し、地域づくりや社会資源の開発を行うなど、地域包括ケアシステムの深化を図ります。
- ・ 第2層協議の場の全地区設置に向けて各自治協議会と連携し、勉強会等を引き続き行っていきます。
- ・ 在宅医療と介護を一体的に提供するための事業を引き続き行います。
- ・ 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームや認知症カフェなど、体制を充実させます。
- ・ 生活支援ニーズが多様化する中、移動支援や居住支援等については関係部署と連携していきます。



基本方針

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活できるよう、健康づくりや介護予防に取り組みます。

施策の内容

1 介護予防の強化と認知症対策の推進

- ・ 要介護状態になる高齢者個々の状況を把握して考慮することで、介護予防活動を強化します。
- ・ 介護離職者ができるだけ少なくなるよう、介護をする家族等の支援を強化します。
- ・ 認知症地域支援推進員を配置し、認知症の初期対応や認知症カフェへの支援などの認知症対策を推進します。

2 高齢者福祉サービスの充実

- ・ 市が提供する訪問型サービスや通所型サービスなど総合事業の体制を整え、介護予防の推進を図ります。
- ・ 在宅で介護する家族の負担軽減や担い手の確保など、在宅生活の継続を可能とするサービスの充実を図ります。
- ・ 施設整備等を行い、高齢者が必要とするサービスの充実を図ります。

3 地域包括ケアシステムの充実

- ・ 社会福祉協議会や関係団体と連携し、自助、互助、共助、公助を組み合わせながら、高齢者等を包括的に支えていく地域づくりに取り組みます。
- ・ 地域ケア会議から地域の課題を把握し、地域づくりや資源開発を行います。

主要指標

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
集いの場等の設置数	57か所	80か所
第2層協議の場の設置数	7か所	11か所
認知症カフェの設置数	2か所	4か所

個別計画

うきは市高齢者保健福祉計画



第 3 章

障がいのある人が地域で安心して暮らしています〔障がい者福祉〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 近年、市内に障害者就労支援事業所が複数開設されており、障がい者の社会参加が増えています。
- ・ 地域障害者協議会において、さまざまな事業者と連携し、相談支援体制の充実を図っています。
- ・ 障がい者の虐待や緊急時における入所先のさらなる確保が必要です。

今後取り組むべきこと

- ・ 年々、障がい福祉サービスの利用が増えている中で適切なサービスの提供を維持するため、人材育成や人材確保に取り組めます。
- ・ 発達障害や精神障害を持つ方とその家族が暮らしやすい環境を整えるため、住民が障がいに対する理解を深めることが重要であり、理解促進や啓発に努めます。



基本方針

障がいのある人が地域で自立して暮らしていけるよう、支援内容の充実とともに社会参加を推進し、ともに支え合う地域社会の構築を目指します。

施策の内容

1 保健・医療・福祉の充実

- ・ 障がい者一人ひとりの状況を把握し、適切なサービスにつなげていけるよう、保健・医療・福祉の一体的な連携づくりと事業者等との効果的な連携体制づくりに努めます。
- ・ 障がいの予防と早期発見や早期対応を行うため、保健・医療の連携による心身の健康づくりを推進します。
- ・ 障害者総合支援法に基づく新サービスの基盤整備やサービス内容の充実を図るとともに、不足しているサービスについても柔軟に対応できる支援体制づくりに努めます。

2 雇用や就労の促進

- ・ 障がい者の社会参加や自己実現、経済的自立を目指すため、それぞれの特性に応じた雇用や就労の促進を図ります。

3 理解と交流の促進

- ・ 障がいや障がい者に対する差別と偏見の解消を図り、理解を深めるための広報啓発活動や地域における日常的な交流などふれあえる居場所づくりを促進します。

4 療育・保育・教育体制の充実

- ・ 障がいの状態に対応した療育や保育、教育の充実を図り、切れ目のない一貫した支援体制を構築します。

5 生活環境の整備

- ・ 住居や交通、防犯防災対策、生きがいづくりなど、障がい者を取り巻く環境全般の充実を図り、豊かな生活を支援します。

主要指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
障がい者就労支援による就業者数	12人 (平成27～令和元年度)	25人 (令和3～令和7年度)

個別計画

うきは市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画



第 4 章

ひとり親家庭や生活困窮者が 安心して暮らしています〔ひとり親対策・生活困窮者対策〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・本市のひとり親世帯は平成 17 年から 10 年間で約 100 世帯増加しており、増加傾向にあります。
- ・生活困窮世帯では、家庭の状況や引きこもり等で就労したくてもできない人もいます。このため、生活保護世帯では、就労可能な人に民間の職業カウンセリングとハローワークの職員が巡回相談を行い、資格取得のための研修を紹介して就労支援を行っています。今後、就労意欲の低下に対する対応が課題です。
- ・生活困窮状態から早期に脱却できるよう、自立相談体制の充実を図り、相談や就労準備、家計相談などの各種支援に取り組み、経済的自立に向けた就労の促進を図っています。
- ・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整え、学習支援等を実施することで教育の機会均等に努めています。
- ・児童扶養手当のほか、貸付、各種給付金等の制度の周知が課題であり、制度を必要とする方へ向けて市ホームページ等で事業の情報提供を行うなど周知を図る必要があります。

今後取り組むべきこと

- ・ひとり親世帯が抱える幅広い問題に対処するため、相談支援体制等の充実を図りながら継続的に経済的支援の取組を行います。
- ・今後、被保護者の高齢化や増加が見込まれるため、関係機関と連携し、生活指導の充実に向けて取り組めます。



基本方針

生活の安定に向けて各種相談や生活指導の充実に努め、それぞれの実情に応じた母子・父子福祉、生活保護行政を推進します。

施策の内容

1 生活相談、生活指導の充実

- ・ 家庭児童相談員のスキルアップのため、研修に参加し、相談機能の充実に努めます。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度や日常生活支援事業、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金など、ひとり親家庭の自立支援を推進します。
- ・ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら、専任の面接相談員を今後も継続して配置し、生活困窮や生活保護世帯の相談機能の充実に努めます。また、県や関係機関と連携し、生活支援の充実と生活保護制度の適正な運用に努めます。

2 経済的自立に向けた就労の促進

- ・ 生活困窮世帯や生活保護世帯のうち、就労可能な人に民間の職業カウンセリングとハローワークの職員が巡回相談を行い、資格取得のための研修を紹介し就労支援を行います。
- ・ 生活困窮状態から早期に脱却できるよう、連携体制の強化や伴走型の自立相談支援と就労準備支援、家計相談支援、子どもの学習・生活支援等生活困窮者自立支援事業の充実に努め、子どもの貧困対策を推進します。

3 生活保護制度の適正な運営と推進

- ・ 要保護者の自立を助長するため、社会福祉協議会や県などの関係機関と連携し、生活困窮者や生活保護世帯の生活支援の充実に努めます。

主要指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
就労支援対象者の就職率の維持	35%	35%
生活困窮世帯などで学習支援事業に参加する中学生の高校進学率の維持	100%	100%



第 5 章

市民自ら健康で、 生きがいをもって暮らしています〔健康づくり〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 介護予防や健康づくり活動を行っているボランティア組織が数多くありますが、高齢化が進んでおり、ボランティアの養成やスキルアップ教室などを開催し、人材育成を図っていくが必要になっています。
- ・ 働く世代の健（検）診受診率が低いため、商工会等の各種団体との連携した取り組みが必要になっています。
- ・ 子どもたちの心身の成長には、健全な食生活を進める必要があります。

今後取り組むべきこと

- ・ 高齢者の健康づくり（介護予防）、虚弱（フレイル）対策の取組を強化します。
- ・ 特定健診の受診率向上のため、医療機関と連携した取組を強化します。
- ・ 糖尿病重症化予防連携会議の開催を通じ、医師や歯科医師、薬剤師会との連携を強化し、生活習慣病等の重症化予防の体制を構築します。
- ・ 生活習慣病予防や低栄養、介護予防を目的とした歯周病検診を実施し、歯科保健の取組を強化します。
- ・ 新型インフルエンザをはじめとする未知の感染症の発生に備え、市民の生命や健康を守る予防、まん延防止対策に取り組みます。
- ・ 農業体験や調理実習等による食育を推進します。



基本方針

生活習慣病や心の病気を予防するため、正しい知識の普及と健康診断の受診の促進など市民の健康づくりを支援します。

施策の内容

1 健康増進の推進

- 生活習慣病の予防には、早期に健診を受けることが大切です。健診費用の助成や対象者へ直接受診の勧奨を行うことで受診率の向上に努めます。
- 青壮年期は企業や事業所と、高齢期は地域や医療機関と連携して健診の受診や保健指導の取組を進めます。
- 健康づくり推進協議会において、関係機関や企業、団体等の組織を活用した健康づくりのための企画、立案に取り組みます。

2 食育の推進

- 保育所や学校等と連携を図りながら「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを啓発するとともに、乳幼児健診の際に月齢に応じた食の教育を行います。
- 食生活改善推進員による指導や料理教室を通して、食生活の改善を推進します。
- 保育園児を対象とした農業収穫体験や調理実習等の食育体験事業を行い、幼児期から食に対する関心の高揚を図ります。

3 心の健康づくりの促進

- 相談窓口の周知を図り、悩みを抱える人の孤立化を防ぎ、相談体制の強化を図ります。
- 自殺の背景や精神疾患に対する正しい理解を深めるため、講演会等を開催し、啓発を進めます。

主要指標

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
国保特定健診受診率 (受診者数 / 40歳～74歳の国保被保険者)	37.5% (平成 30 年度)	60.0%
血糖コントロール不良者の割合の減少 (HbA1cが7.0以上の割合)	7.3% (平成 30 年度)	3.0%

個別計画

健康うきは21

うきは市新型インフルエンザ等対策行動計画

うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進計画

うきは市自殺対策計画



第 6 章

安全、安心な保障が充実しています〔社会保障〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 国民健康保険制度は、加入者の年齢層が高く、所得水準が低い傾向があることなどうきは市を含めて構造的な課題を抱えていることから、平成 30 年度より県が財政運営の主体となって市町村とともに保険者となっており、健全な財政運営が課題です。
- ・ 民生委員・児童委員と市内介護事業所に勤務するケアマネージャーとの定期的な研修が実施され、個別の懸案事項について状況の共有を行い、連携を行うことで適正なサービスの提供につながっています。

今後取り組むべきこと

- ・ 福岡県と連携し、国民健康保険制度の健全な運営に努めます。
- ・ 第二次世界大戦直後に生まれた「団塊の世代」の高齢化により、介護や医療を必要とする人が増加することが見込まれているため、今後は高齢者の自立支援と要介護（要支援）状態の重度化予防対策を進めていきます。



基本方針

市民の健康づくりの推進による医療費の適正化に努めるとともに、適正なサービスが受けられる介護保険制度の運営を目指します。

施策の内容

1 健全な国民健康保険の運営

- ・ 国民健康保険事業の健全運営のため、市民に対し制度の丁寧な説明を行うとともに、医療費適正化に向けて取り組みます。

2 介護保険制度の適正な運営

- ・ 要介護認定や介護費用の適正化とともに、保険料負担の公平性の確保に努めます。

主要指標

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
後発医薬品の使用割合（数量）	72.8%	80.0%